

一 朝鮮總督府官制中改正ノ件
一 朝鮮總督府調査官ノ特別任用ニ
關スル件

一 大正二年勅令第二百六十二號任用分

限又ハ官等ノ初叙陞叙ノ規定ヲ適
用セサル文官ニ關スル件中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付

セラレムコトヲ請フ

月

昭和十六年十月二十八日
 内閣總理大臣東條英機



勅令第 號

朝鮮總督府官制中左ノ通改正ス

第九條中「七局」ヲ「八局」ニ、「内務局」ヲ「司政局」ニ、「外

事部」ヲ「厚生局 企畫部」ニ改ム

第十條中「外事部」ヲ「企畫部」ニ改ム

第十一條中 「局長 七人 勅任」ヲ「局長 八人 勅任」
 「外事部長 一人 勅任」ヲ「企畫部長 一人 勅任」

ニ、「事務官 專任五十一人 奏任爲ス」ヲ「事務官 專任五十一人 奏任爲スコトヲ得」ト
 「理事官 專任十三人 奏任爲ス」ヲ「事務官 專任十三人 奏任爲スコトヲ得」ト
 「事務官 專任五十一人 奏任爲スコトヲ得」ト
 「事務官 專任五十一人 奏任爲スコトヲ得」ト

專任六十人 奏任爲スコトヲ得
 專任二十人 奏任爲スコトヲ得
 專任十五人 奏任爲スコトヲ得
 三、「技師 專任五十一人」

ヲ「技師 專任五十九人」ニ、「屬 專任二百八十六人」ヲ「屬
專任三百十一人」ニ、「技手 專任百七十五人」ヲ「技手 專
任二百二十人」ニ改ム

第十一條ノ二 前條ノ職員ノ外企畫部ニ屬セシムル爲朝鮮總督ノ
奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ事務官ヲ命ズル
コトヲ得

第十三條中「外事部長」ヲ「企畫部長」ニ改ム

第十六條ノ三ヲ第十六條ノ四トシ第十六條ノ二ヲ第六條ノ三ト
ス

第十六條ノ二 調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査ヲ掌ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朝鮮總督府企畫部臨時設置制ハ之ヲ廢止ス

勅令第 號

朝鮮總督府調査官ハ其ノ職務ニ必要ナル學識經驗ヲ有スル者ノ中ヨリ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第

號

大正二年勅令第二百六十二號中左ノ通改正ス

第二條中「厚生省勞務官」ノ下ニ「朝鮮總督府調査官」ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

終
覽
新

共產「インターナショナル」ニ對スル協定ノ效力延長
ニ關スル日本國、「ドイツ」國、「イタリア」國、
「ハンガリー」國、滿洲國及「スペイン」國間
議定書締結及右協定ノ秘密附屬協定
ノ廢止ニ關スル日本國、「ドイツ」國間秘密
公文交換ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ

レムコトヲ請フ

同

同